

事態対処法制と災害対策法制

——そのはざまの問題

市橋克哉

はじめに

二〇〇四年に、武力攻撃事態法や国民保護法をはじめとするいわゆる事態対処法制関連七法が制定・施行され五年が経過した。今年四月、これらの法律が適用されるという事案ではなく、また、従来からある災害対策法制が適用される事案でもない、ちょうど、二つの法制のはざまで生起する事案、そして、実質的には事態対処法制の問題を先取り的に浮き彫りにする意味ももつ事案が起こっている。それは、四月五日の北朝鮮による弾道ミサイル発射実験である。この事案が、二つの法制のはざまに起こった事案であることは、例えば、岩手県が、事案が無事に収束した後、国に対して、「今回のケ

ースのように、国民保護事態（法定受託事務）と災害（自治事務）とのグレイゾーンにあるような場合は、国のかわりが必ずであることから、国の対応方針を明確にすべきである。」¹⁾という「国への要望」を行っていることに、よくあらわれている。

ここでは、この二つの法制のはざまにある今回の事案がもつ問題点について、行政法の視角から検討する。

一 北朝鮮による弾道ミサイル発射実験に対する国の対応

1 自衛隊の対応

(1) 経過と法的根拠

二〇〇九年三月二十七日、政府は、安全保障会議を招集し、北朝鮮ミサイルが日本の領土・領海に落下する事態に備えるとして、弾道ミサイル防衛（B

MD）システムによる「迎撃」を決定した。この決定を受けた防衛大臣は、自衛隊の部隊に対して、自衛隊法八二条の二第三項に基づき弾道ミサイル等に対する破壊措置をとるべき旨の命令を行った。

一九九八年八月の北朝鮮によるミサイル実験等、弾道ミサイルの世界的拡散と、これに対抗するアメリカによるBMDシステム開発をうけて、二〇〇四年、日本政府は、このシステムの導入を決定している。自衛隊法八二条の二は、この決定を実施する法的措置として、二〇〇五年の自衛隊法改正によって設けられた自衛隊の行動（自衛隊法六章）の一つとして、新たに設けられたものである²⁾。自衛隊による今回の事態対処は、初めてのこの適用例となった。防衛出動（自衛七六条一項）が命令される等武力攻撃事態（武力攻撃

事態二条二号）や武力攻撃予測事態（武力攻撃事態二条三号）——武力攻撃事態法は、この二つの事態をまとめて「武力攻撃事態等」と呼んでいる（武力攻撃事態一条）——に至っていない状況の下で、日本に弾道ミサイル等が飛来・落下した場合に、人命・財産に対する侵害を防止する目的から、自衛隊の部隊がこれを破壊できるようにするために、自衛隊法上措置されたものである。防衛庁によれば、この破壊措置は、自衛隊の主たる任務である防衛ではなく、従たる任務である公共の秩序維持（自衛三条一項）のための警察権の行使として位置づけられている³⁾。また、今回の命令は、飛来・落下のおそれは認められないものの、事故発生等による落下という事態の急変に備えて、予め防衛大臣の判断で破壊措置を命ずることができる自衛隊法八二

条の二第三項に基づくものとなった。

(2) 行政法上の問題点

自衛隊法八二条の二は、武力攻撃事態等に至らない状況において、弾道ミサイル等の破壊措置を命ずるものである。しかし、このような状況にあるにすぎないにもかかわらず、政府は、安全保障会議を開き、そこで、弾道ミサイルの「迎撃」を決定しており、行政法上はこの点に注目すべきである。なぜなら、政府が安全保障会議に今回の事態への対処を諮ったということは、今回の事態について、安全保障会議への諮問が明記されている武力攻撃事態等や周辺事態など「国防に関する重要事項」にはあたらないものの、日本の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処態勢では適切に対処することが困難で、内閣総理大臣が必要と認める「重大緊急事態」（安全安全保障会議設置法二条一項九号）にあたるものと位置づけて、武力攻撃事態等に準ずる対処、すなわち、防衛の一環としての対処を行ったことを示しているからである。

今回は、実験中の弾道ミサイルの事故発生による落下という事態に備えた対処であり、冷静に考えれば、「公共の秩序の維持」に係わる事態への対処、すなわち、警察の一環として対処

することも可能であっただろう。防衛庁自身も、先に述べたように、弾道ミサイル等に対する破壊措置については、防衛として位置づけることはできず、正当に警察の制度として整理していたものである。しかし、今回の事態に際して安全保障会議に諮ることで、警察活動に過ぎない破壊措置を「迎撃攻撃」と呼んで、防衛活動として武力攻撃事態等への対処に準じた扱いを政府が行ったことは、事実上なし崩し的に警察法の制度を防衛法の制度に変質させるものであった。政府が今回の事態を武力攻撃事態に準じて扱う方針で臨んだことがはらむ問題は、次に述べる今回の事態に対する消防庁の対応になると、一層顕著なものとなった。もし、実験中の弾道ミサイルの事故発生による落下という事態に備えた自衛隊の対処について、政府がこれを正しく警察活動として位置づけて実施したならば、消防庁の対応は、防衛、すなわち事態対処法制、またはそれに準じた活動とはならず、警察、すなわち消防を中心とする災害対策法制またはそれに準じた活動となったはずだからである。

2 消防庁の対応
(1) 経過と法的根拠

二〇〇九年三月一二日、官邸の危機管理センターに情報連絡室が設けられたことを受けて消防庁にも情報連絡室が設置され、四月五日の弾道ミサイル通過・追尾終了までの間、国と地方公共団体および地方公共団体相互間の連絡調整の事務が行われた。

消防庁には、国民保護法の制定を受けて行われた二〇〇五年の総務省組織令および総務省組織規則の改正によって、新たに国民保護・防災部が設置され、それまで総務課に属した国民保護室・国民保護運用室がそこに移管されたことで、防災と並んで国民保護の事務に係る緊急対応や地方公共団体との連絡調整の業務が、国民保護・防災部の責任のもと一元的に実施されるようになっていく。今回の事態対処のために設けられた情報連絡室は、この国民保護・防災部の国民保護運用室に設けられ、都道府県への情報提供を行っている。消防庁のこの組織改革以降は、国民保護室・国民保護運用室は、北朝鮮関連を含む多くの国際的な危機管理事案について、積極的な情報収集と地方公共団体への情報伝達を日常的に行っており、今回の事態への対応もこの一環として行われたものである。

しかし、今回の事態対処として行われた情報連絡室設置およびこれによる

地方公共団体との連絡調整は、どのような法的根拠に基づいて行われたのだろうか。

まず、総務省組織規則によれば、国民保護室の所掌事務は、武力攻撃事態法に基づく消防に関する指示等に関すること、国民保護法に基づく地方公共団体の国民保護計画に関すること、その他武力攻撃事態等への対処に関することである（三二―三二条二項）。そして、国民保護運用室の所掌事務は、国民保護法に基づく地方公共団体の事務および啓発に関する国と地方公共団体および地方公共団体相互間の連絡調整に関すること（国民保護室の所掌に属するものを除く。）（三二―三二条三項）である。

ところで、政府は、先に述べたように、今回の事態対処として、自衛隊による弾道ミサイル等に対する破壊措置で臨んでおり、武力攻撃事態法が定める武力攻撃事態等への対処は行われていない。また、武力攻撃事態法が原子力発電施設や新幹線の爆破等の大規模テロの発生・危険の切迫という事態を緊急対処事態と呼んで対処方針の制定等を定め（武力攻撃事態二五条から二七条）、これを受けた国民保護法八章は緊急対処事態に対処するための保護措置を定めているが、今回の事態対処

として、政府が、こうした対処方針を定めたり保護措置をとったりしたわけでもない。したがって、消防庁による今回の事態対処は、武力攻撃事態法が定める武力攻撃事態等や緊急対処事態に係る事務でもなければ、国民保護法が定める国民保護措置に係る事務およびその連絡調整の事務でもないことになり、具体的かつ明確に示されている国民保護室・国民保護運用室の所掌事務のなかに、これを位置づけることは困難である。

ただ、武力攻撃事態法二四条一項は、緊急対処事態のほか、武力攻撃事態等以外の国および国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態——武力攻撃事態法四章では、「その他の緊急事態」と呼び、例として武装不審船の出現と大規模テロをあげている——に、政府が的確かつ迅速に対処することを求めている。そして、同二項は、わが国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえて、速やかに、情報の集約、事態の分析・評価の態勢の充実、各種事態に応じた対処方針の策定準備、警察、海上保安庁等と自衛隊の連携強化等の施策を講じることが政府に求めている。そこで、今回の事態をこの「その他の緊急事態」にあたるかと解すれば、消防庁による情報連絡室設置と地方公共団体との

連絡調整は、「その他の緊急事態」に対する対処の措置のなかでも、武力攻撃事態法二四条二項が列記していない「その他の必要な施策」として、一応、位置づけることはできるだろう。

しかし、そのように解したとしても、今回の事態対処について、総務省組織規則が明示する国民保護室・国民保護運用室の所掌事務のなかに位置づけることはできないため、組織法上の根拠は、総務省・消防庁の組織を規律する他の法令に求めざるを得ない。

ただ、他の法令にも、武力攻撃事態法二四条二項が列記していない「その他の必要な施策」の事務を明示する規定はない。そこで、明示はないが一応の組織法上の根拠となりうる規定ということで探すならば、それは、消防組織法四章二項二十八号の「前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づき消防庁に属させられた事項」といった包括的な条項を根拠にして、この「法律（法律に基づく命令を含む）」のなかに、武力攻撃事態法二四条二項を読み込みたくないだろう。この点で、消防庁は、今回の事態対処について、組織法上の根拠が具体的かつ明確に置かれていて、それに基づいて実施されたものであったというのであれば、消防組織法、総務省組織

規則等消防庁の組織とその所掌事務を定めた各種の組織法令のなかのどの法令のどの条項に基づいて行われたものであるかについて、明確に答えなければならぬだろう。

(2) 行政法上の問題

政府は、先に述べたように、実験中の弾道ミサイルの事故発生による落下という事態とそれに備えた対処について、「重大緊急事態」にあたるものと位置づけて、武力攻撃事態等に準ずる対処、すなわち、防衛の一環としての対処を行っている。そこで、政府組織としてこれと連携・協力する消防庁による今回の事態への対処も、当然、防衛、すなわち、武力攻撃事態法および国民保護法といった防衛法である事態対処法制の対処に準ずる対処となり、担当部署も、国民保護室や国民保護運用室であった。政府が、今回の事態への対処について、警察活動と位置づけなかった結果、消防庁による今回の事態への対処も、警察、すなわち、消防を中心とする災害対策法制の活動、または、それに準じた活動とはならず、担当部署も、応急対策室や防災情報室といった防災関係の部署にはならなかったのである。

しかし、その法的根拠となると、前述したように、まったくあいまいなま

ま行われたことがわかる。今回の事態に対する自衛隊の対処については、確かに、自衛隊法八二条の二に活動の法的根拠がある。ところが、事態対処について地方公共団体との連絡調整の任にあたる消防庁をはじめとする政府組織——武力攻撃事態法二条四号は指定行政機関と呼んでいる。——の活動の法的根拠となると、武力攻撃事態法二四条一項が定める「その他の緊急事態」とその対処の施策という一般的な規定しかないのが現状である。そして、消防庁による今回の事態への対処は、武力攻撃事態法二四条二項が明示する措置にはあたらず、また、これに関する国民保護法の根拠規定もないため、消防庁による今回の事態への対処には作用法上の根拠はまったくなかったといえよう。また、組織法という点でも、総務省組織に関する法令と消防組織法には「その他の緊急事態」に係る事務を所掌することを明示する規定はなく、今回の事態対処は、組織法上も消防庁の主要な事務としての根拠を欠いていたといえよう。

政府によって今回の事態対処が「重大緊急事態」への対処とされ、本来の警察法ではなく防衛法の活動に位置づけられた結果、今回の事態対処への連携協力の事務も、災害対策法制ではな

く事態対処法制という防衛法の法体系のなかに組み込まれてしまった。しかし、消防庁による今回の事態対処は、事態対処法制およびその関連の組織法のなかには、作用法上も組織法上も法律の根拠をみいだせないのである。消防庁は、法律の根拠のないまま事実上、今回の事態対処を実施したのであった。このような現実をみると、残念ながら、この分野における日本の法治主義は由々しき状況にあるといえない。

二 都道府県の対応

1 岩手県の対応の経過

北朝鮮弾道ミサイル実験に対する都道府県の対応について、ここでは、弾道ミサイルの飛翔軌道の下に位置し、航空自衛隊のPAC-3（地对空誘導パトリオットミサイル）が展開した岩手県の事案を素材として取り上げ検討してみよう。

二〇〇九年三月一二日、消防庁から、官邸に情報連絡室が設けられ、消防庁にも情報連絡室が設置された旨の通知と、都道府県においても連絡体制・対応体制の確保が求められたことを受けて、岩手県は、同日、県の関係機

関および市町村に対して、連絡体制の確保と適切な対応を通知するとともに、当面、総務部総合防災室が二四時間警戒体制をとって、情報収集・伝達を行うことで対処することを決めた。次に、防衛大臣が弾道ミサイルに対する破壊措置命令を発出した三月二七日、岩手県は、自衛隊岩手駐屯地司令からこの旨の通知を受けて危機管理連絡会議を開催し、県の対応について各

部署に説明するとともに、発射等に関してマスコミへの協力を要請した。そして、実験日が間近となった四月三日、岩手県に消防庁、警察庁、自衛隊等国の関係機関のリエゾンの到着を受けて、総合防災室に情報連絡室が設置され、関係機関リエゾンも加わって、弾道ミサイルが落下した場合の対応を調整した。この後、情報連絡室は、四月四日の誤発射情報への対応、五日の発射―通過―追尾終了に関する官邸・情報連絡室からの情報収集・市町村等への情報伝達という対応を行い、市町村および警察から「異常なし」の報告を受けて解散し、これによって、岩手県による今回の事態対処は終了している。

2 岩手県の対応の法的根拠

今回の事態に関して、岩手県は、自

ら策定した危機管理対応方針に基づいた対応を行っている。そこで、ここでは、今回の事態対処の根拠となったこの危機管理対応方針とは何かから検討しよう。

岩手県の危機管理対応方針は、二〇〇一年の米国同時多発テロ以後、消防庁がその制定を全都道府県に対して強力に求めている危機管理指針と呼ばれるものの一つである。消防庁の「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」（以下「消防庁検討会」という。）によると、危機管理指針とは、都道府県の危機管理に関する基本的な考え方を定めるとともに、災害対策基本法に基づく都道府県地域防災計画（災害基四〇条一項）の対象である災害にあらず、また、国民保護法に基づく都道府県国民保護計画（国民保護三四条一項）の対象である武力攻撃事態等および緊急対処事態にもあたらない、より広範な「その他の危機」に対して、的確に対応するための体制を整備するため、事前の準備方策、危機が発生した際の臨時的組織、情報連絡体制や全庁的な対応体制について定めるものとされている。

岩手県の危機管理対応方針も、危機管理指針に関するこうした政府の考え方に倣って、災害、武力攻撃事態・緊

急対処事態および石油コンビナート等特別防災区域に係る災害以外の危機を対象としている（第一章、4）。災害にも武力攻撃事態等・緊急対処事態にもあたらない今回の事態について、岩手県は、まさに、この危機管理対応方針が対象とする危機にあたるものであると位置づけて、これに基づいた対処を行ったのであった。そして、危機管理指針は、県全体の危機管理に係る総合調整を実施したり、全庁的な対応が必要な危機が発生した場合に関係部局・関係機関と連携して必要な対策を実施したりする組織として、総合防災室をあげているが（第一章、5、(1)）、

岩手県による今回の事態対処においては、二四時間警戒体制による情報収集・伝達、情報連絡室の設置と対応調整・情報伝達など、危機管理指針どおり、この総合防災室が中心的な役割を果たしている。この点に関わって、政府のなかで今回の事態対処において中心的な役割を果たした消防庁の国民保護室・国民保護運用室については、先に述べたように、法令が明示するその所掌事務のなかに、今回の事態対処に関する組織法上の根拠をみいだせなかったが、岩手県において中心的役割を果たしたこの総合防災室の方は、岩手県知事部局行政組織規則のなかでその

分掌事務のひとつとして、防災や国民保護の事務と並んで危機管理の総合調整があげられており、組織法上の根拠については手当されているといえる（一三条七項一〇号）。しかし、作用法上の根拠となると、総合防災室の事態対処は、条例や長の規則ではない危機管理指針という行政の内部的な準則に基づくものでしかなく、この点では、国民保護室・国民保護運用室による今回の事態への対処が作用法上の根拠を欠いていたのと同じ状況にあった。

3 行政法上の問題

作用法上の根拠のないまま、危機管理指針という行政内部準則のみに依拠して実施された岩手県による今回の事態への対処をみると、消防庁の対応と同様の作用法上の根拠がないという問題以外にも、考えさせられる問題がある。

消防庁の強い要請があったとはいえ、形式的には、岩手県は、一応独自に制定した危機管理指針に基づいて、二四時間警戒体制の導入、情報連絡室の設置とそれによる情報収集・伝達など今回の事態対処を自主的に行っている。しかし、刻々と変化する今回の事態の推移のなかで、それぞれ画期となる措置の決定は、いずれもまず政府の重要な対応が行われ、これに関する通

知を受けた後に行われている。例えば、二四時間警戒体制の導入は、消防庁による情報連絡室の設置と連絡・対応体制の確保要請の通知を受けたものであったし、情報連絡室の設置の決定は、岩手駐屯地にPAC-3部隊が展開したという通知を受けて行われたものであった。今回の事態への対処として、確かに形式においては、岩手県は、広域の地方公共団体として、自らの危機管理指針に基づき自らの責任において自らの事務として、国と市町村との間に立つて連携・協力と総合調整の役割をにない実施している。しかし、その内容においては、国のイニシアチブが先導する、あるいは、国のイニシアチブに依存せざるをえない連携協力と総合調整であり、それは、都道府県中心の地方自治型の連携・協力および総合調整ではなく、政府中心の官治型の連携協力および総合調整であった。

この点では、次に掲げる法制度の違いは重要である。従来からの災害対策法制は、例えば、災害対策基本法上の地方公共団体の事務がすべて自治事務となっており、対策本部の設置が首長の判断で行えることになっていることからわかるように、それは地方自治型の法制度である。他方、事態対処法制は、国民保護法上の地方公共団体の事

務が法定受託事務となっており、また、対策本部の設置が国の指定で行われることになっているように、それは官治型の法制度である。危機管理指針が対象とする危機とそれへの対処は、事態対処法制のそれでもなければ、災害対策法制のそれでもない、第三の類型にあたる「その他の危機」とそれへの対処を規律するものであるが、現実起こった岩手県による今回の事態への対処という事案を見る限り、上述したように、それは、明らかに事態対処法制の仕組みと同様の官治型の法制度運用であった。

今回は、弾道ミサイルの落下による事故や災害の発生という事態には至らず、岩手県の対応は、国と市町村との間の連携・協力と総合調整で終わっている。しかし、もし、不幸にして弾道ミサイルが落下して事故や災害が発生すると、救助または救援の活動を行わなければならない。しかし、危機管理指針は、こうした救助や救援に関して実は、どのような法的根拠に基づいて実施するかを定めていない。したがって、事故・災害という事態が生じた後の対処は、すでに危機管理指針が規律する「その他の危機」ではなく、災害対策法制が規律する災害か、事態対処法制が規律する緊急対処事態かのどちらかにあたる危機として明確に位置づ

けて、災害救助法二二条および二三条一項・二項が定める救助、または、国民保護法七四条一項および七五条一項が定める救援の活動を行うことになるが、前者は、都道府県知事が自治事務として行う地方自治型の制度であり、後者は、都道府県知事が国の指示を受けて法定受託事務として行う官治型の制度である。現実には、災害の発生という事態にまで至ると、都道府県は、形式的に、災害対策法制の対処でもないし、事態対処法制のそれでもないという姿勢は許されなくなり、どちらの対処であるかの決定と実施を余儀なくされるのであるが、後者は官治型の制度であるため自ら決定できず指示を待つしかないというジレンマに陥るだろう。岩手県が、弾道ミサイル落下後の国の対応方針の明確化を要望しているのも、この点を危惧しているからである。

国および岩手県による今回の事態への対処について、そのプロセス全体をみると、国は、事態対処法制、すなわち、中央集権の防衛法制上の措置に準じた対処を行っており、岩手県も、形式はともかく内容的には、やはり事態対処法制と同様の官治型の制度運用を行っており、はたして、事故・災害の発生後、その対処について、改めて、災害対策法制、すなわち地方自治

型の警察法制に基づく対処へとポイントを切り替えることはできるだろうか。この点を規律する法の拘束もなく、救助・救援の実施主体である都道府県には、どちらで対処するかについて関与の仕組みもなく、都道府県は、国の自由な判断・決定に完全に依存せざるをえない状況にある。この点においても、日本の法治主義と地方自治のあり方がはらむ問題は大きい。

おわりに

近時、例えば、消防庁検討会によって、「地方公共団体は、住民の安心・安全を守るという基本的かつ根源的な責務を果たすために、あらゆる危機に対応しうる総合的な危機管理体制をより一層充実・強化することが求められている。」と提言されたり、災害と武力攻撃とは原因行為が違うが、生じる被害から市民を保護する任務は同質であり、自治体が重要な地位を占めて、期待も寄せられているため、事態対処法制と災害対策法制の両者を含む「自治体危機管理法」の構築が重要であるとの指摘が行われたりしている。実際にも、防災と国民保護とを一体的・総合的に所掌する組織として、消防庁に防災・国民保護部が設けられ

たり、岩手県に総合防災室が設けられたりしていることは、こうした考え方に基づくものである。

しかし、今回の事態への対処をみる時、はたして、事態対処法制上の危機への対処と、災害対策法制上の危機への対処について、これらを一体的・総合的に扱うことが適切であるかどうかは、慎重な検討が必要だろう。なぜなら、ここまで検討してきたように、規律密度の薄い法の拘束と官治の原則を特徴とする事態対処法制と防衛法の制度と、規律密度の濃い法の拘束と地方自治の原則を特徴とする災害対策法制と積極化の傾向にあるとはいえ警察法の制度との間にある大きな矛盾を軽視することはできないからである。今回の事態への対応をみると、また、さらに事態が急変する場合を予想するとき、こうした両者の矛盾は、実際は、一体的・総合的対処の名において止揚されるわけではなく、前者、すなわち、事態対処法制と防衛法の優位とそれに基づく運用による克服へと向かうことで解決されようとしており、こうした現状に憂慮するのである。しかし、危機管理法という一つのドメインのなかにおかれた矛盾する二つの危機管理法の制度は、法の規律を欠くがゆえに、実際には、発展のために必要な均衡する制度配置をえることがで

きていないことも現状であり、この点では、危機管理法の制度と運用は、不安定な変化の過程にあって、それ自身の存在の危機にもあるといえよう。

- (1) 岩手県総務部総合防災室は、岩手県による今回の事態への対処について、「北朝鮮ミサイル発射事案における岩手県の対応」(平成二二年四月二七日)と題して、危機管理体制、今回の事態における県の体制、県の対応、四月四日および五日の時間ごとの県の対応、課題、ならびに、国への要望について、詳細な内容を広くインターネット上で公開している。これは、そのなかにある国への要望に盛り込まれたものである。これらの貴重な情報は、http://www.w.mnd.a.jp/mfo/bousai_ikenkoukan/pdf/08.pdfで、誰でも簡単に参照できる。
- (2) 田村重信・高橋憲一・島田和久『防衛法の解説』(内外出版、二〇〇六年)一〇五頁参照。
- (3) 同書一九一―二〇頁参照。
- (4) 平成二〇年版『消防白書』<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h20/h20/html/35f0000.html>による。
- (5) 前掲注(1)の岩手県への回答に添付された資料「北朝鮮ミサイル発射事案における県の対応」(四月四日(土)の県の対応)、四月五日(日)の県の対応」を参照。
- (6) 前掲注(1)に掲げた岩手県によるインターネット情報のなかに盛り込まれた「岩手県危機管理体制」と題されたフロッチャート参照。また、岩手県は、危機管理担当名で、「岩手県危機管理対応方針の改正について」(二〇〇九年四月二五日)という情報も広くインターネット上に掲載している。そこでは、平成二二年に策定された危機管理対応方針について、近年の危機の多様化・グローバル化という状況を踏まえてこれを全面的に改正した旨が述べられており、この危機管理対応方針の対象となる危機として、新型インフルエンザおよびテロリズムの脅威と並んで、今回の事態である北朝鮮ミサイル発射事案についても明示している。これらの情報も、<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=18436>で、誰でも簡単に参照できる。なお、岩手県危機管理対応方針は、<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=3206&of=1&lk=3&gmp=67&pmp=62&gmp=3206&cd=18436>から入手できる。
- (7) 地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」平成一九年度報告書(都道府県における総合的な危機管理体制の整備)』(平成二〇二年二月)二九頁参照。
- (8) 岩手県知事部局行政組織規則は、[https://www3.e-teki.net/ivete/ken/d1w_telk/4139021004600000MH/421902100023000000MH.html](https://www3.e-teki.net/ivete/ken/d1w_telk/4139021004600000MH/42190210023000000MH/421902100023000000MH.html)から入手できる。
- (9) 地方自治からみた事態対処法制と災害対策法制との異同については、大橋洋一「国民保護法制と自治体の法的地位―災害対策法制と国民保護法制の比較を中心として―」法政研究七〇巻四号(二〇〇四年七)五八頁以下参照。
- (10) 前掲書注(8)「はじめに」。
- (11) 前掲論文注(10)五八頁参照。

